平成 25 年４月 15 日

各位

会 社 名　ク　ル　ー　ズ　株　式　会　社
（コード番号 2138：JASDAQ スタンダード）
所 在 地　東京都港区六本木六丁目 10 番１号
六 本 木 ヒ ル ズ 森 タ ワ ー
代 表 者　代表取締役社長　小渕宏二
問合せ先　ブランディング戦略担当執行役員　諸　戸　友
電話番号　（03）5786-7080

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１.株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式１株を 100 株に分割するとともに、100 株を１単元とする単元株制度を採用いたします。また、これにあわせて定款の一部を変更いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

２.株式分割の概要

（１）分割の方法

平成 25 年９月 30 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、１株につき 100 株の割合で分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	127,812 株
今回の分割により増加する株式数	12,653,388 株
株式分割後の発行済株式総数	12,781,200 株
株式分割後の発行可能株式総数	43,886,400 株

（注）上記の数値は、平成 25 年４月 15 日（月）時点の発行済株式総数に基づくものであり、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

（３）分割の日程

基準日公告日	平成 25 年９月 13 日（金）
基　準　日	平成 25 年９月 30 日（月）
効力発生日	平成 25 年 10 月１日（火）

３.単元株制度の採用

（１）新設する単元株式の数

上記「２.株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 10 月１日（火）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

（２）新設の日程

効力発生日　平成 25 年 10 月１日（火）

（参考）平成 25 年９月 26 日（木）をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。

４.定款の一部変更

（１）変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第２項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 10 月１日（火）をもって当社定款の一部を変更いたします。

（２）変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第２章株式	第２章株式
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、438,864 株とする	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、43,886,400 株とする
（新設）	第７条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100 株とする。
第７条～第 44 条（条文省略）	第８条～第 45 条（現行どおり）
（新設）	附則 第１条　第６条の変更及び第７条の新設並びにこれらに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月１日とする。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。

（３）日程

効力発生日　平成 25 年 10 月１日（火）

５.その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の増加はありません。

以上